

# 1級編

変更及び追記事項 ※第2版では全て変更済です。

ページ	箇所	変更前	変更後
3	ユニバーサルデザインの色彩の項	「色弱者と高齢者への配慮」	「色彩のユニバーサルデザイン」
10	左段 ■宮廷に見られる位色 上から6行目	「冠の色は紫、青、赤、黄、白、黒の6色で、～」	「冠の色については諸説があるのですが、冠の色は紫、青、赤、黄、白、黒の6色で、～」
10	左段 図1キャプション	注釈を追加	示された冠の色は、参考値として、現代的な解釈において再現されたものです。
10	右段 図2		図中の色およびキャプション すべて変更(別紙)
10	右段 図2キャプション	注釈を追加	※示された色は、参考値として、現代的な解釈において再現されたものです。
11	左段 図4キャプション	注釈を追加	※示された色は、参考値として、現代的な解釈において再現されたものです。
22	右段 上から12行目	「～左眼からの右視野情報は右外側膝状体の～」	「～左眼からの左視野情報は右外側膝状体の～」
22	右段 上から13行目	「～右眼からの右視野情報は～」	「～右眼からの左視野情報は～」
25	図8キャプション	注釈を追加	※「色覚特性」という用語について、本テキストの編集時において、明瞭に定義づけられている訳ではありません。一般の色を見る視覚をすべて「色覚特性」と呼ぶ場合も、従来の「色覚異常」にかわる言葉として用いる場合もあります。本テキストでは3色覚については、一般的な色覚として3級の「眼のしくみ」から取り扱っていることから、最も一般的な3色覚を「色覚特性」から除いて分類し、「色覚特性」を従来の「色覚異常」にかわる言葉として用いています。
37	左段 下から1～3行目	「また、標準イルミネントD65は色温度が高い蛍光灯などの演色性を評価する基準光としても使用されています。」	「また、標準イルミネントD65をはじめとしたCIE屋光は、蛍光灯などの高い色温度の光源（JISでは5000K以上、例外として4600K以上の昼白色蛍光灯を含むと規定）の演色性を評価する基準光としても使用されています。」
37	右段 上から4～9行目	「～に示した通りです。 標準イルミネントAには標準光源Aと呼ばれる標準光源があります。色温度が低い光源の演色性を評価する際の基準光として使用されています。これはいわゆる白熱電球のことなので、白熱電球の平均演色評価数Raは100ということになります。」	「～で示した通りです。標準イルミネントAにはそれと同じ分光分布をもつ標準光源Aがあります。これはいわゆる白熱電球のことです。 また、色温度が低い光源（JISでは5000K未満と規定）の演色性を評価する基準光として、熱による発光が用いられます。標準イルミネントAもその一つです。白熱電球は基準光に非常に近いものなので、白熱電球の平均演色評価数Raは100ということになります。」
50	左段 下から4行目	「～無彩色となる減法混色の補色になっています。」	「～無彩色となる補色になっています。」
52	図24 図中左端 1のSの数値	S=94.4	S=91.1
59	左段 「基本色彩語の進化の仮説モデル」上から6行目	「最終的には白、黒、黄、緑、青～」	「最終的には白、黒、赤、黄、緑、青～」
83	図24		右イラストの円内の■の色をg20に変更
160	左段下から1行～右段上から1行目	「～、2級環境の「環境色彩計画の手順と内容」で～」	「～、2級環境の「住宅エクステリアにおける色彩計画の手順」で～」
170	左段 1行目 見出し	色弱者と高齢者への配慮	色彩のユニバーサルデザイン
171	図5 キャプション 1行目	「左が明度差がない例。～」	「上が明度差がない例。～」
171	図5 キャプション 2行目	「～、右は明度差をつけて改善した例。～」	「～、下は明度差をつけて改善した例。～」

色彩と文化

日本の色彩文化

日本の色彩文化

日本で色彩の記録は7~8世紀頃から文字によるものが残されています。ここではその頃からの日本の色彩文化について見ていきます。

■宮廷に見られる位色

漢字が伝来して最初に公式に記録された色彩には、**厩戸主**（聖徳太子）が制定（603年）したとされる**冠位十二階**による位色の色があります。当時の先進国であった中国や朝鮮などにならって、宮廷における地位身分を象徴する色彩の序列が定められたのです。冠の色については諸説があるのですが、冠の色は紫、青、赤、黄、白、黒の6色で、さらにその濃淡で区別されていました（図1）。位色の順位は時代によってもいくらか違いがありますが、臣下の最高位の色が紫であることに変わりはありませんでした。自分の位より高位の色は使用が許されておらず、それらは**禁色**とされていました。この身分による使用色の制約は近世まで続き、紫や紅などの

	冠位	冠の色
1	大徳(だいとく)	濃紫
2	小徳(しょうとく)	淡紫
3	大仁(だいにん)	濃青
4	小仁(しょうにん)	淡青
5	大礼(だいらい)	濃赤
6	小礼(しょうらい)	淡赤
7	大信(だいにん)	濃黄
8	小信(しょうしん)	淡黄
9	大義(だいき)	濃白
10	小義(しょうぎ)	淡白
11	大智(だいち)	濃黒
12	小智(しょうち)	淡黒

図1 冠位十二階  
※濃白、淡白については諸説があり、一説には当時の白は白ではなく生成りをしており、より白いものを濃白と呼んでいたとされています。示された冠の色は、参考値として、現代的な解釈において再現されたものです。

濃い色に高級感を感じるといった価値観は近年まで残っていました。

また、この頃の日本の着色材料の多くは植物染料でした。種類も当初は限られており、そのために色の混合を避ける思想のあったヨーロッパとは逆に、様々な色の区別をつくり出すために重ね染めなどの混色が行われてきました。ヨーロッパでは二流の色と見なされる混色した2次色であるオレンジや緑、紫なども、日本ではむしろ尊重されてきました。紫はいうまでもなく、現在も受け継がれている天皇の礼服の色である**黄櫨染**は濃い黄褐色、皇太子の**黄丹**はオレンジ色で、これらの色は禁色の代表でもありました。世界で見ると国王や皇帝の色とされるのは原色が多く、日本のように最高權威の象徴の色が2次色であるというのは珍しいことなのです。

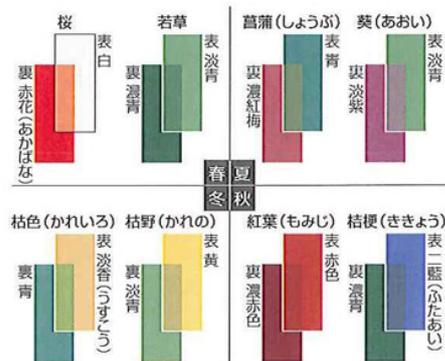


図2 重ねの色目の表地と裏地の組み合わせの例  
※示された色は、参考値として、現代的な解釈において再現されたものです。



図3 桐扇をもった十二単の女性